

インボイス制度の導入への対応の 取り組みを支援するため 専門家を派遣します

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されます。

このインボイス制度の導入によって、消費税の課税事業者である組合や組合員はもちろん、免税事業者であっても影響を受ける場合があるものと考えられ、インボイス制度について正しく理解し、自社の取引の状況に応じて適切な対応を進めることが重要です。

そこで、本会ではインボイス制度開始に向けて、制度の内容をご理解いただき、事業者の方々が円滑に準備が進められるよう、税理士等の専門家を派遣して支援いたします。

例えば・・・

インボイスといっても何から準備すれば良いの？

インボイスって決まった様式で作らないといけないの？

免税事業者はどうすれば良いの？



事業概要

【実施期間】 令和4年12月20日まで

【実施回数】 原則1回

【費用】 原則本会が負担します。

内容によっては、対象とならないこともございます。
また、予算枠に限りがございますので、あらかじめご了承ください。

ご希望の方は申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

おって担当者からご連絡をいたします。

お問い合わせ・お申込み

岡山県中小企業団体中央会

組織支援二課

TEL.086-224-2245

FAX.086-232-4145

FAX：086-232-4145

岡山県中小企業団体中央会 組織支援二課 行

※FAXにてお申込みください。おって担当者からご連絡いたします。

事業環境変化対応型支援事業
専門家派遣申込書

組合名等	
担当者名	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

相談内容をご記入ください。

(簡条書きでも可)